

地域自立支援協議会の見直しについて

(1) 運営事務局会議の運営主体が、市直営から各区基幹相談支援センターの輪番制へ変更

【今年度の当番予定】

R2. 11: 中央区基幹、R3. 1: 花見川区基幹、R3. 3: 稲毛区基幹

(2) 各区相談支援事業所意見交換会→各区基幹により毎月開催

(3) 委員構成の見直し

(ア) D型障害者相談支援事業者及びC型知的障害者生活支援事業者

→ 基幹相談支援センター事業者

(イ) 全体会及び運営事務局会議に拠点コーディネーター、千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議委員が加入。

(ウ) 全体会、運営事務局会議及び地域部会に(福)社会福祉協議会が加入。

(エ) 地域部会は、2区毎から1区毎へ改変

固定メンバー

① 基幹相談支援センター

② 障害福祉サービス事業者連絡協議会員

③ 民生委員・児童委員

④ 知的障害者相談員

⑤ (福)社会福祉協議会各区事務所

⑥ 障害支援班主査

(固定メンバーの他に任意のメンバーを参加させることが可能)

地域自立支援協議会において、各区障害者基幹相談支援センターの

役割が大きくなっています。令和2年10月以降、各区障害者基幹

相談支援センターが地域自立支援協議会をどのように運営していく

かについて情報共有させていただければと思います。